

News Release



平成30年7月4日
北陸財務局

平成29年度国有財産監査の結果（指摘事例）

北陸財務局では、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を目的に、各省各庁等の部局に対して国有財産監査を実施しており、不適切又は非効率な使用等の問題が認められた場合は改善を求めています。

平成29年度は、33件の監査を実施し、12件(36.4%)について、指摘を行いました。（石川県内：11件、富山県内：1件）

指摘内容としては、①騒音対策として買入れた財産(更地)について、有効活用の促進策などの検討を求めたもの（8件）②新たな事務スペースの需要に対し、近隣庁舎で生じている非効率スペースの活用を求めたもの（2件）③庁舎敷地について、適正な管理の観点から改善を求めたもの（2件）となっています。

なお、指摘した事案については、毎年度、各省各庁等の部局における取組状況を把握し、処理促進を図るためのフォローアップを実施しています。

※ 資料「平成29年度 北陸財務局 国有財産監査指摘一覧表」
参考資料「国有財産監査の概要」

全国版の監査結果一覧表については、下記のホームページで確認することができます。

https://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2017/index.html

【お問合せ先】 北陸財務局 管財部 統括国有財産監査官 TEL076-292-7871

事例	県別	省庁名	部局名	口座名 (庁舎名)	所在地	指摘区分	指摘の概要
①	石川県	防衛省	近畿中部防衛局	小松飛行場周辺地区	小松市下牧町乙46-1 外2筆 ほか7件	検討 (有効活用促進)	小松飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策などについて検討する必要がある。
②		農林水産省	名古屋植物防疫所	小松空港出張所 (名古屋植物防疫所伏木富山支所小松空港出張所)	小松市浮柳町	検討 (狭隘解消) (移転)	小松空港出張所(名古屋植物防疫所伏木富山支所小松空港出張所)は、組織改編に伴う新たな事務室等の取得等を要望していることから、余剰が生じている大阪航空局小松空港事務所へ移転入居し、狭隘解消を図る必要がある。
		国土交通省	大阪航空局	小松空港 (大阪航空局小松空港事務所)	小松市浮柳町		小松空港(大阪航空局小松空港事務所)は、余剰(約120㎡)が生じていることから、組織改編に伴う新たな事務室等の取得等を要望している名古屋植物防疫所伏木富山支所小松空港出張所を移転入居させ、有効活用を図る必要がある。
③	最高裁判所	金沢地方裁判所	金沢地方裁判所小松支部庁舎	小松市小馬出町11	留意 (適正な管理)	金沢地方裁判所小松支部庁舎は、敷地の一部が市道の用に供されており公用財産としての機能を有していないことから、その部分について用途廃止する必要がある。	
	富山県	厚生労働省	富山労働局	砺波労働基準監督署	砺波市広上町5-3	留意 (適正な管理)	砺波労働基準監督署は、権利関係が不明確なまま市有財産を利用(通行)していることから、市との間で権利関係を整理する必要がある。

検討:改善等措置に向けた方策が、複数見込まれ、最適な方策について検討する必要があると認められるもの等
留意:今後の国有財産等の適正な管理処分の観点から注意喚起を行う必要があると認められるもの等

事例①：騒音対策として買い入れた財産(更地)について、有効活用の促進策などの検討を求めたもの

<小松飛行場周辺地区>

〔所在地:石川県小松市下牧町乙46-1外2筆 ほか7件〕

- 騒音対策として買い入れた防衛施設周辺財産(更地)が、市街地等に存在している。
- 緑地等としての維持・管理費用が発生している。
- 使用許可等の拡大等、有効活用の促進策などを検討する必要がある。

小松飛行場周辺地区



事例②：新たな事務スペースの需要に対し、近隣庁舎で生じている非効率スペースの活用を求めたもの

<名古屋植物防疫所

伏木富山支所小松空港出張所>

〔所在地:石川県小松市浮柳町〕

<大阪航空局小松空港事務所>

〔所在地:石川県小松市浮柳町〕

- 植物防疫所は組織改編による業務及び人員の変更により、事務スペース等が狭隘となっている。
- 隣接する大阪航空局には、非効率スペースが存在している。
- 植物防疫所の必要面積について、大阪航空局へ入居することにより、狭隘解消を図るとともに非効率スペースの有効活用を図る必要がある。

大阪航空局

名古屋植物防疫所



国有財産監査の概要

参考資料

- 北陸財務局では、国有財産を総括する立場から、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、各省各庁等の部局に対し、国有財産の管理状況や使用状況等の監査を実施しています。
- 時々の行政需要に対応するため、毎年度、財務省において重点対象財産等の統一的な監査方針を定め、これを基に監査計画を策定の上、監査を実施しています。

《国有財産監査の流れ》

①監査方針(財務省)

【重点対象財産】

- I : 庁舎等、宿舍の公用財産
- II : 河川・道路等の公共用財産
- III : 特別会計所属の普通財産

【監査における着眼点】

- I・未利用又は利用程度の低い国有財産の洗い出し・空きスペースを創出し、有効活用を図ることはできないか。
・既存庁舎等の有効活用等の観点から配置の適正化及び統合利用を含めた適切な措置を講ずることはできないか。等
- II・機能が喪失している等の財産はないか、用途廃止等の適正な処理が行われているか。
・未利用又は余剰施設について、有効活用の取組みがなされているか。等
- III・処分困難事由の解消に向けた適切かつ必要な取組みがなされているか。
・今後の処理計画に妥当性があるか。
・売却までの期間が長期化しないための方策が講じられているか。
・管理処分に関する財務局の知見の活用等、処理促進につながる方策がないか。等

②監査計画

- ・監査対象財産の選定
 - ・監査計画の策定
- (29年度北陸財務局
I : 33件、II : 未実施、III : 未実施)

③監査の実施

- ・監査実施通知
- ・資料等収集(準備監査)
- ・**実地監査(現地確認)**

④監査結果通知

- ・監査結果の通知
- ・是正等措置状況の徴求

是正措置

⑤フォローアップ

- ・是正等措置状況の検証・指導
- (是正措置が不十分又は執られない場合)
- ・再監査 等

状況報告

財務局

監査相手部局